

伊勢市農業委員会 第177回 総会議事録

日 時	令和2年9月15日（火）14時00分～14時59分
場 所	御菌総合支所 2-4会議室
出席委員	<p>10名</p> <p>1番 山添 久憲      2番 川畑 幸也      3番 吉田 保</p> <p>5番 中西 重喜      7番 濱口 節生      9番 森川 正弘</p> <p>12番 泉 一嘉      14番 田畑 春雄      17番 大西 正義</p> <p>19番 奥本 一志</p>
欠席委員	<p>9名</p> <p>4番 岡田 敏男      6番 中村 猛      8番 北村 安弘</p> <p>10番 中山 銀蔵      11番 中西 善夫      13番 出口 米雄</p> <p>15番 奥野 隆史      16番 岩尾 昭      18番 早川 繁一</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	<p>3番 吉田 保      12番 泉 一嘉</p>
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地第3条による使用貸借の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. 農地の転用事実に関する照会書について</p>

(津地方法務局伊勢支局より)

5. その他

議長  
田畑  
職務代理人

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第177回総会を開会いたします。

本日は会長が所用のため、欠席との連絡がありました。よって今回は職務代理人である田畑が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は欠席者が多いようですが、出席者は10名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

3番の吉田<sup>よしだ たもつ</sup>保さんと、

12番の泉<sup>いずみ かずよし</sup>一嘉さん

のご両名をお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局長

それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

以上5件でございます。よろしくお願いいたします。

議長  
田畑  
職務代理人

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

まず前回にご案内いたしましたように、今回は講堂の予約を取れずに、従来通りの2-4会議となりました。誠に申し訳ございません。ご不便をおかけしますがご了承をお願い申し上げます。

本日お手元に配布しました資料を確認させていただきます。右肩に資料1と記載した資料及び資料2と記載したホチキス留めの資料を1部ずつ計2部、いつもの写真資料と一緒に配布しました、不足している方はございませんか。不足している方は挙手をお願いします。

それでは、ご説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件で田が9筆の11,056㎡で、畑が4筆の689㎡で、合計13筆の11,745㎡でございます。次のページをお願いします。内訳といたしましてはすべて所有権移転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。こちらは売買でございます。受人は前山町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は前山町地内 伊勢市宮本支所より南へ310mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は3名でございます。

続きまして2番でございます。こちらは贈与にございます。受贈者は村松町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜スポーツグラウンドより南西へ420mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、耕作されていない遊休農地と判断されましたので受贈者に対して営農計画書の提出を求めました。稼働人員は3名にございます。

続きまして3番でございます。こちらでも贈与にございます。こちらにつきましても2番と同じ受贈者が村松町の畑2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地につきましても、村松町地内に点在しており、2筆とも農業振興地域内 農用地区域内農

地でございます。現地調査の結果、2番と同様に2筆とも耕作されていない遊休農地と判断され、営農計画書の提出を求めました。稼働人員は3名でございます。

次のページをお願いします。1-2ページをご覧ください。

4番でございます。こちらは売買でございます。受人2名でそれぞれ持分2分の1として、東大淀町の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 国道23号東大淀町交差点より南西へ300mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして5番でございます。こちらでも売買にございます。受人は柏町の登記地目畑、現況地目田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より南東へ100mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は1名でございます。

次のページをお願いします。1-3ページをご覧ください。

6番でございます。こちらは贈与にございます。受贈者である息子が父から上地町の登記地目畑、現況地目田1筆、小俣町相合及び小俣町宮前の田4筆 計5筆を譲り受けたいとの申請にございます。この5筆を合わせても4,541㎡と50aの下限面積を下回りますが、父は玉城町にも26a農地を持っていることから、玉城町の耕作証明書が提出され下限面積要件は満たしているものでございます。申請地は上地町、小俣町相合、小俣町宮前に点在しており、小俣町宮前575-1と575-2は農業振興地域内 農用地区域外農地ですが、その他の3筆については農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、小俣町宮前の145-24は、かつて農業用倉庫として使用されていたようですが、現在は何も使用されていないままの状態でありましたので遊休農地と判断され、営農計画書の提出を求めました。その他は自作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして7番でございます。こちらは売買にございます。議案書のとおり受人は農地を持ってはいませんが、今回上地町のそれぞれ登記地目畑、現況地目田を2筆譲り受けて、2筆の面積が50aを超えるの

で、下限面積要件を満たし、この3条申請により農地を取得し新規就農をしたいとの申請でございます。新規就農ということなので、農林水産課に情報を求めましたところ、受人は、J A伊勢傘下の株式会社あぐりんの研修生であることを確認し、J A伊勢のあぐりん担当者にも確認いたしました。まだ受人は卒業していませんが、先行して農地を取得したいということで、今回の農地取得について、J A伊勢が仲介しており、それによる申請となっております。申請地は上地町に点在しており、2筆とも農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、2筆とも自作地にございました。新規就農者なので今後どうしていくのかについて、営農計画の提出を求めました。稼働人員は2名でございます。

議案第1号は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長  
田畑  
職務代理者

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

泉委員

6番の方について、写真では田の中に倉庫が立っているような形で掲載されておりますが、転用などはしていないのですか。

係長

その倉庫の面積は200㎡以下と推定されておまして、今まで倉庫として使っていたようで、先程申し上げた通り営農計画書の提出を求めました。

議長  
田畑  
職務代理者

ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

ではまず、前回のご意見を踏まえ、今回議案書を若干修正しましたのでご報告申し上げます。今回の4条並びに5条の議案書から前回の総会でご提案いただきましたとおり、調査事項に⑨を設けて始末書の有無がわかるように記載させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、2ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は5件で、田が3筆の1,027㎡、畑が2筆の600㎡で計5筆の1,627㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請人で中之町にある宗教法人寂照寺 代表役員 松山 宜弘さんが、中之町の畑1筆をお寺の境内地及び参拝者用駐車場10台分としたい旨の申請にございます。申請地は中之町地内寂照寺に隣接する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、既に碎石を敷いて整地してしまったということで始末書が提出されております。よって荒廃農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は既に聖地してしまったので整地のみでございます。

続きまして2番でございます。申請人は黒瀬町の田1筆を貸駐車場としたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内 JR東海 五十鈴ヶ丘駅より南へ120mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、盛土されて整地されておりましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は荒廃農地となりました。排

水は雨水のみで自然浸透、ならびに北側及び西側排水路へ放流とします。被害防除については現状のまま使用できるので特に何もしなくても問題ないとのことをごさいます。整備後は、隣接地にある株式会社ミックの伊勢志摩営業所の従業員用の駐車場として貸し出す予定とのことをごさいます。

次のページをお願いします。2-2ページをご覧ください。

3番でございます。申請人は西豊浜町の田1筆を住宅2階建1棟、建築面積131.05㎡としたいとの申請にごさいます。申請地は西豊浜町地内 国道23号 西豊浜町3交差点より北東へ320mに位置する農用地でございましたが、平成28年9月30日付で農家住宅という申請理由により農用地除外が認められ第1種農地となりました。そして農家住宅ということで農地法施行規則第33条第1項第4号による不許可の例外となる案件なのですが、一向に進んでおらず、農地転用申請も提出されないままとなっており、今回農林水産課からの連絡で盛土がされているとの連絡を受けて令和2年1月に無断転用の是正通知を送付しましたものでございます。そしてようやく転用申請が提出されまして、始末書の提出もございました。よって本件は追認案件となり、現況地目は荒廃農地にごさいます。建ぺい率は26%、排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

続きまして4番でございます。申請人は二見町溝口の田を貸駐車場5台分としたい旨の申請にごさいます。申請地は二見町溝口地内 汐合橋より東へ210mに位置する既存集落内の第3種農地にごさいます。本案件は既に整地してしまっただけということで始末書が提出されており、現地調査の結果、そのことを確認しました。よって現況は荒廃農地にごさいます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことをごさいます。整備後は津市垂水にある株式会社スマイルサービスみえ（※コープみえの子会社 ぐらしの便利屋さん、夕食の宅配、草刈等）に貸し出す予定でございます。

次のページをお願いします。2-3ページをご覧ください。

5番でございます。申請人は御菌町高向の自宅前の畑に車庫 建築面積72.32㎡を建てたい旨の申請にごさいます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より西へ170mに位置する用途地域内の第3種農地

にございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことにございます。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長  
田畑  
職務代理者

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。

係 長

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。

それでは3ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は11件で、田が14筆の8,403.30㎡で、畑が8筆の3,384.00㎡計 計22筆11,787.30㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願ひします。3-1ページをお願ひいたします。



1番でございます。こちらは売買でございます。受人は農地を譲り受けて宅地への進入路としたいとの申請でございます。本案件は、公図上では集合地番となっているため公図上での位置特定はできなかったのですが、地積測量図、当市の地番図及び利用状況から位置が特定されたので、今回の申請となったものでございます。申請地は黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南へ15mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。本件を申請するにあたり、既に当該地部分は進入路として使用していたことから始末書の提出がなされております。現地調査の結果、当該地の状況が始末書通りの内容となっていることを確認しました。よって現況は荒廃農地でございます。排水は雨水のみで北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は既に舗装されているので問題はないとのことでございます。

続きまして2番でございます。こちらは賃貸借でございます。借人は村松町の畑1筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積458.63㎡としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号村松町2交差点より東へ250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。賃貸借期間は20年間です。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として整地後、周囲にフェンスを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-2ページをお願いいたします。

3番でございます。こちらは賃貸借による一時転用にございます。借人である下野町600番地の13で建設業を営む株式会社西邦建設 代表取締役 西口 竜矢さんが、三重県が発注した特定農業用水路等特別対策事業工事を受注した関係で、上地町の登記地目田、現況地目畑1筆を令和3年9月14日まで賃貸借により借り上げて工事用の資材置場としたい旨の申請でございます。申請地は上地町地内 市立城田小学校より東へ390mに位置する農業振興地域内 農用地区域外の第1種農地でございます。第1種農地でございますので、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を超える転用案件でございます。よって三重県農業会議常設審議委員会への諮問案件でございます。令和2年9月11日に開催され

ました常設審議委員会におきまして諮問しましたところ、「適切」との答申が得られましたのでご報告いたします。また、こちらは転用面積が1,000㎡を超えますが、一時転用でございますので、都市計画法の開発案件には該当いたしません。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は離隔、いわゆる隣地に対して十分な距離をとって利用することで問題はないとのことでございます。

続きまして4番でございます。こちらは売買でございます。受人である二見町松下で塩の卸売業を営む株式会社岩戸の塩工房 代表取締役 百木 良太さんが二見町松下の畑1筆、田2筆の計3筆を譲り受けて、作業所兼事務所を建設したいとの申し出にございます。申請地は二見町江地内 江の橋より東へ530mに位置する第2種農地にございます。本件について申請するにあたり、既に資材置場として貸しているとのことで始末書の提出がなされました。現地調査の結果、その内容を確認しましたので、現況は荒廃農地にございます。排水は浄化槽をへて北側既設排水路に放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置します。なお、本件は、転用面積が1,000㎡を超える開発案件でございますので、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次のページをお願いします。3-3ページをご覧ください。

5番でございます。こちらは使用貸借にございます。借人は父親名義の農地を借り受けて、住宅 建築面積69.93㎡、カーポート 建築面積13.64㎡、総建築面積83.57㎡としたい旨の申請にございます。申請地は二見町今一色地内 市営住宅今一色団地より東へ70mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は24%で、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としては、コンクリートブロックを設置するとのことでございます。

続きまして6番でございます。こちらは売買でございます。本案件の受人は2名で持分をそれぞれ2分の1として、小俣町元町の畑1筆を譲り受けて住宅2階建て1棟 建築面積86.95㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 若山児童公園より北東へ230mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、

申請地に重機が入って整地されておりましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は荒廃農地でございます。建ぺい率は38%で、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-4ページをご覧ください。

7番でございます。売買でございます。受人は御菌町新開の畑を譲り受けて、隣接する雑種地2筆と一体利用して貸駐車場25台分としたいとの旨の申請でございます。申請地は御菌町新開地内 新開児童公園より北へ200mに位置する第3種農地でございます。本案件を申請するにあたり、申請地に既に木造の小屋を建ててしまったとの始末書が提出されております。現地調査の結果、始末書通りの内容を確認しました。現況地目は荒廃農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。なお、所有権が移転し、整備した後に、受人が代表取締役を務める中南勢清掃有限会社に貸し出すものでございます。

続きまして8番でございます。こちらは売買でございます。受人である曾弥二丁目で建築業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役中村 博光さんが村松町の田2筆を譲り受けて、建売住宅2棟 総建築面積197.20㎡としたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南へ380mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。建ぺい率は27%で、排水は浄化槽をへて南側新設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-5ページをご覧ください。

9番でございます。こちらでも売買でございます。受人は小俣町明野の登記地目畑、現況地目田1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積59.65㎡、車庫1棟 建築面積52.25㎡、総建築面積111.90㎡としたい旨の申請でございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄小俣駅より西へ220mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。建ぺい率は23%、排水は、南側既設下水道へ放流とします。被害防除としてはコンクリートブロックを設置します。

続きまして、10番でございます。こちらも売買でございます。受人は上地町の畑2筆を譲り受けて、隣地で経営する共同住宅の駐車場12台分としたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より南へ110mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、既に駐車場となっておりましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は荒廃農地となります。排水は雨水のみで東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は舗装をしてあるので問題はないとのことでございます。

次のページをお願いします。3-6ページをご覧ください。

11番でございます。こちらも売買でございます。受人である東大淀町3709番地でスポーツ関連事業を営む有限会社大橋淡水魚養殖場代表取締役 大橋 清さんが、村松町の登記地目田 計8筆を譲り受けて、近所で同法人が経営しているゴルフ練習場用のメンテナンス用の業務用資材置場としたいとの申し出でございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南へ410mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、8筆とも自作地でございます。本案件は転用面積が3,000㎡を超える転用案件でございます。よって三重県農業会議常設審議委員会への諮問案件でございます。令和2年9月11日に開催されました常設審議委員会におきまして諮問しましたところ、「適切」との答申が得られましたのでご報告いたします。また、本案件は転用面積が1,000㎡を超えますが、事務所等の建築物を建設することが一切ないので開発案件には該当いたしません。ただし、転用面積が3,000㎡を超えて、かつ1m以上の埋め立てを行う場合は、この間紀州地区で東京オリンピック施設建設の際に出た残土を大量に不法投棄されたことで問題となったことが発端となって、この令和2年4月1日に施行されました三重県の条例の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に該当する可能性があり、この条例に該当する場合は、県の許可が必要となります。よって今回申請人に対して指導を行い、所管課である伊勢庁舎にございます南勢志摩活性化局 環境室 環境課で確認するよう求めましたところ、実際、土を盛土する面積は3,000㎡未満であることを確認したとのことで、本件には該当しないとのことでありまして、三重県からもその旨の回答を得ております。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長  
田畑  
職務代理者

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することと決定いたしました。なお、4番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることと決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係長

続きまして4ページをお願いします。議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は3件で、田が13筆7,650㎡ 畑11筆3,365㎡で、計24筆の11,015㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次ページをお願いいたします。

4-1ページから4-2ページをご覧ください。

1 番でございます。今回鹿海町で 22 筆もの非農地証明申請が提出されました。よっていつものように写真資料を用意はしましたが、広範囲で複雑になっていますので、申請人から提出されました航空写真と地番図を重ねた資料を付けさせていただきました。ややこしくなっておりますがご了承をお願い申し上げます。鹿海町字南田他の畑 22 筆 7,656 m<sup>2</sup>、現況地目は山林でございます。所有者別には 17 件となっております。これはこの辺りが平成 5 年頃から耕作しなくなり山林化してしまったとのことで、航空写真を提出したうえでの非農地証明の願い出があがっております。

次のページをお願いします。4 - 3 ページをご覧ください。

2 番でございます。御菌町新開の畑 1,190 m<sup>2</sup>、現況地目は宅地でございます。3 番も同じく御菌町新開の畑 2,169 m<sup>2</sup>、現況地目は宅地でございます。両方とも平成 8 年以降建物が建っているとのことで非農地証明の願い出が上がっております。これは両方とも平成 8 年から平成 24 年にかけての国営宮川用水第二期工事土地改良事業の事業所として当該地 2 筆をまたぐ形で建てられました。その建物も平成 9 年 3 月 10 日付で登記されております。そして事業が終了後、原形復旧する予定ではありましたが、地権者の要望で建物がそのまま残されたままとなり、現在は土地と建物を老人ホームとして貸している状況になっているためでございます。これは、このほど御菌土地改良区が賦課金の調査を行ったところ、このことが発覚して非農地証明を申請するよう指導して今回の申請が提出されたものでございます。

議案第 4 号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

議長  
田畑  
職務代理者

山添委員	1 番について、このように一斉に非農地証明が出た後に、今後開発などに繋がる可能性はあるのですか。
係 長	その可能性はあります。
泉委員	この段階で農地から外れてしまうと後で転用の許可はいらなくなりますね。
局 長	ただ今の段階では何とも言えません。開発の際は開発側からある程度条件がついてくるとは思いますが。
議 長 田畑 職務代理者	ほかにございませんか。  (異議なしの声あり)
	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  (異議なしの声多数あり)
	ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、許可することとに決定いたしました。  続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。
山神 (農林水産課)	それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。 件数は12件で、田が22筆の25,971㎡、畑が8筆の2,025㎡、計30筆の27,996㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ11筆の12,637㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、田のみ8筆の8,983㎡。  
 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が5件で、田が1筆の397㎡、畑が7筆の1,642㎡、計8筆の2,039㎡。  
 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の3,729㎡。  
 ◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田が1筆の225㎡、畑が1筆の383㎡、計2筆の608㎡。  
 以上件数は12件で、田が22筆の25,971㎡、畑が8筆の2,025㎡、計30筆の27,996㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長  
 田畑  
 職務代理者

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。それでは、議案第5号の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いいたします。



1. 農地第3条による使用貸借の合意解約による通知書について  
……1件（説明内容記録省略）
2. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……9件（説明内容記録省略）
3. 農地利用変更届出書について  
……1件（説明内容記録省略）
4. 農地の転用事実に関する照会書について  
（津地方法務局伊勢支局より） ……1件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長  
田畑  
職務代理人

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に  
ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。  
引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし  
ます。

係長

次回の現地調査のお願いでございます。  
9月29日（火） 中西 善夫 委員 濱口 節夫 委員  
9月30日（水） 森川 正弘 委員 川畑 幸也 委員  
にそれぞれお願いいたします。

続きまして本日配布しました資料の方をお願い申し上げます。

まず資料1のほうからお願いいたします。これは報告事項ではござ  
いいますが、これまでに伊勢市が許可している営農型太陽光発電の一覧  
でございます。このほど遅れている鹿海町の営農型についてですが、  
初年度はソーラーパネルの設置の遅延から設備を管理するだけで櫛を  
植えられずにいたところ、この4月に農作物を7件のうち5件を櫛と  
していたがブルーベリーに変更したい申し出がございまして、県に確  
認したところ変更は問題ないとし、県と調整しながら変更手続きを進  
めておりましたが、申請人の父親が体調を崩したりして、遅れに遅れ

てこのほどその変更申請がようやく完了しましたのでご報告申し上げます。残りの2件については、催促したところ、申告通り榊が6月に植樹されました。しかしながら、例月の現地調査で経過を観察しておりましたが、7月に一部に赤く焼けて枯れている榊が見られ、8月にはとうとう榊が葉が赤くなり枯れているのが多く見受けられましたので、申請者に嚴重注意をしましたところ、再度植樹し直すとのことになりました。またブルーベリーに変更したところについては、計画によると11月に始めるとのことでもあります。なんにしても7件とも雑草がひどくなっており管理をもっと頻繁にするよう促します。

次に資料2をお願いします。今回の議案書でも修正をさせていただきましたところではございますが、現況地目の判断基準の改正についてご協議をお願いいたしたく、資料を用意いたしました。今年度から現況地目の表記の変更について、ご協議いただき自作地、遊休農地及び荒廃農地の3種に分けて表記することに決定し運用を始めたわけですが、始末書案件の扱い方がこれまでと異なってしまったのでそれを修正したく提案するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。これは荒廃農地と判断された場合はすべて始末書があるかのようになってしまったことから、ご提案させていただくものでございます。では始末書はどのような時に申請者に提出させるのかを再度確認しました。三重県農地調整課に確認しましたところ、始末書とは申請前に無断転用してしまった場合に必要な書類であって、単に耕作をせずに荒らしてしまった農地については適用すべきではないとのことになりました。それを踏まえ、現況地目の分け方を検証しましたところ、今の議案書には「荒廃農地」におきまして資料2の2ページのとおり、現在の運用では、もともとの定義である、一見して再生困難な農地という意味と、一見すると再生困難な農地に見えるが、実際は申請前に無断で転用して農地の形態を失っている農地の2つの意味合いを持たせてしまっていました。そのため、今の議案書では、今回調査事項の⑨に始末書の有無を記載はしましたが、現況地目が荒廃農地と記載した上で、本来の始末書案件とそうでない案件の区別がつきにくくなってしまっております。ですので、P3からP4に記載しましたとおり荒廃農地の定義の中から、無断転用したものは荒廃農地と呼ばずに、県の判断でもありますように無断で転用してしまっている農地ではなく、荒廃農地と呼ばず、

農地でないということで棒線表記とさせていただきたくご提案申し上げます。従いまして表記の仕方については、資料の5ページから6ページにわたって示させていただきましたとおり4パターンがあるということでご承知おきをいただきたいと思いますと考えております。つまり、自作地、遊休農地におきましてはP5のパターン1、パターン2で従来通りでございますが、農地を耕作せずにかんがりの程度で荒らしてしまっている農地ではあるものの無断転用されていない農地はP6のパターン3の表記としまして、荒れていても農地であるということから現況地目に田畑の記載をすることとし、無断で転用してしまっただけ始末書が必要になった案件につきましては、P6のパターン4のように、議案書の調査事項⑧は農地ではないので、その意味で棒線として、上段の現況地目をスラッシュと表記したいと思います。その他は現状通りの運用としたいと思いますと考えております。よってこれらの内容を7ページにまとめてみました。ご確認いただきたいと思います。

では、今回の議案書における4条及び5条案件でございますが、現況地目が荒廃農地と判断されて記載させていただいておりますが、前回の意見を受けて、調査事項に⑨番を設け始末書があるかどうかを表記させていただきました。これを今回の内容で確認しましたところ、今回の荒廃農地と判断された事案が、たまたますべて始末書の提出案件でありましたので区別を考える必要もなく、現況地目は荒廃農地と記載させていただいたのですが、本来は申請前に無断で転用してしまっていた土地の転用申請でございますので、すべて棒線表記となるものでございます。今後、今回ご説明したように、現況地目が荒廃農地と表記しても、2種類の内容が混在する可能性がありますので、次回の総会からこのような取り扱いをしたいと考えております。

そして前々から意見がありますが、始末書案件もさることながら、始末案件にならない荒廃農地については、何らかのペナルティーが必要ではないかということでございますが、今後は農地パトロールや遊休農地調査により、早期に発見するように努め、発見次第、地権者に対して事務局からの是正勧告文書の送付や、農業委員、農地利用最適化推進委員からの注意勧告をしていかなければならないと事務局として考えているところでございます。

事務局からの提案につきましては以上でございます。  
委員の皆さまのご意見を頂戴できればと思いますのでよろしくお願

<p>議 長 田畑 職務代理者</p>	<p>申し上げます。 以上でございます。</p> <p>委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p>
<p>泉委員</p>	<p>始末書のペナルティは何をやっていくのですか。</p>
<p>係 長</p>	<p>まずは文書出す、今後は事情聴取などもやっていかねばならないか と 思っております。利用状況調査も進めていかねばならない状況でござ いますのでそれと連動させていくしかないと思います。</p>
<p>局 長</p>	<p>ただ、転用できる場所や、転用した状態で追認できるものであれば それをだめだということはこちらからなかなか言えないものでござい ます。</p>
<p>議 長 田畑 職務代理者</p>	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第177回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_